



旅行会社 各位

2007年2月27日
日本航空名古屋支店
国際販売部

日本発国際線の航空機内への液体物持込規制の導入による

JL54便/JL53便ご利用のお客様へのご案内について

平素よりJALグループをご愛顧頂きまして誠にありがとうございます。

さて、2007年3月1日からの日本発国際線全便を対象とした航空機内への液体物持込規制についてはすでにご案内させていただいておりますとおりですが、JL54便/JL53便（名古屋＝成田間）ご利用のお客様につきましては改めて以下のご案内をいただきますようご協力宜しくお願い申し上げます。

記

■ JL54便（名古屋—成田）

- ・ 中部空港で購入した液体物は当該規制の対象となり、成田空港到着後、保安検査場において放棄していただくこととなります。従いまして、液体物類の免税品（お酒、化粧水、香水等）につきましては、成田空港到着後にご購入いただくようご案内願います。

■ JL53便（成田—名古屋）

- ・ 海外の空港及び海外から成田へ向かう航空機内で購入した液体物も同様に規制対象となり、成田空港到着後、保安検査場において放棄していただくこととなりますのでご注意ください。

※航空機内への液体物持ち込み規制の詳細につきまして、国土交通省ホームページ、JALホームページでも案内されておりますのでご参照ください。

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/12/121219_.html

JALホームページ：<http://www.jal.co.jp>

以 上